

小学校年齢期における
放課後施策の新たな方向性

令和4年11月

名古屋市

目 次

	頁
1 策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
参考1 「小学校年齢期における放課後施策の今後の方向性」の概要・・・・・・・・	2
参考2 意見書「小学校年齢期における放課後施策の新たな方向性について」 の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3 放課後施策の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	4
4 放課後施策の新たな方向性	
(1) 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・	6
(2) 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・	6
5 基本方針に基づく放課後施策の方向性	
(1) トワイライトスクール及びトワイライトルーム・・・・・・・・	7
(2) 育成会・・・・・・・・・・・・・・・・	9
6 今後の予定・・・・・・・・・・・・・・・・	11

1 策定の趣旨

本市においては、平成24年3月に策定した「小学校年齢期における放課後施策の今後の方向性」に基づき、トワイライトスクール・ルーム、児童館留守家庭児童クラブを運営し、留守家庭児童育成会（以下「育成会」という。）に対しては運営助成を行ってきた。

小学校年齢期の子どもたちの放課後の過ごし方をめぐっては、共働き家庭の増加や就労形態の多様化など、様々な社会状況の変化がみられ、本市においても、放課後児童クラブ（トワイライトルーム、児童館留守家庭児童クラブ、育成会）の待機児童が生じるなど、放課後施策に対する利用ニーズが高まっており、放課後の居場所の充実がより一層、求められている。

このような状況を踏まえ、子どもたちが豊かな放課後を過ごすことができる環境及び子育てをしながら仕事を継続する人が働きやすい環境を整えていくため、放課後施策の量的拡充及び質の確保に向けて、新たな方向性を策定するものである。

2 経緯

時 期	事 項
平成24年3月	・トワイライトルームの創設に向け、市の方向性を示す「小学校年齢期における放課後施策の今後の方向性」を策定 参考1
平成25年4月	・市内14か所においてトワイライトルームを実施（順次移行を進め、令和4年4月時点で53か所において実施） ・トワイライトスクール・ルームを全学区において実施
平成27年4月	・国が子ども・子育て支援新制度を開始 ・名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例を施行
令和2年7月	・放課後児童クラブ（トワイライトルーム、育成会、児童館留守家庭児童クラブ）の待機児童調査を開始
令和3年5月	・市立小学校の全児童の保護者を対象に「放課後施策についてのアンケート調査」を実施
令和3年7月	・放課後施策に関する今後のあり方を検討することを目的として、なごや子ども・子育て支援協議会に放課後施策検討部会を設置
令和4年4月	・なごや子ども・子育て支援協議会放課後施策検討部会より意見書「小学校年齢期における放課後施策の新たな方向性について」を受領 参考2

参考 1

「小学校年齢期における放課後施策の今後の方向性」の概要

区 分	内 容	
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・次代を担う子どもたちの健やかな育成を図るため、子どもたちが多くの友だちや地域の大人と交わりながら、自己や他者を認め、認められる経験や新たな発見、達成感などを積み重ねることで、自己肯定感を高めるとともに、自主性、社会性、創造性を身につけることのできる機会の提供を放課後施策の基盤とし、身近な場所を活用してその環境整備をめざす。 ・地域の協力を得ながら、毎日、放課後の多くの時間を保護者と離れて過ごす留守家庭等の子どもが、安心感やくつろぎを感じて過ごすことのできる環境整備をめざす。 ・男女とも安心して仕事を続けながら子どもを生み、育てることができるよう、子どもの育ちの支援に加え、子育て家庭の仕事と家庭の両立を支援するという観点に十分配慮し、子どもの個性や保護者の就労状況等の違いに基づく、子育て家庭のニーズを尊重した環境整備をめざす。 ・放課後施策をすすめるうえでは、障害をもった子どもの育ちの支援という観点を十分考慮しながら、個々の障害の状況等に応じて、子どもたちが安心・安全に放課後を過ごすことのできる環境整備をめざす。 	
基本方針	<p>小学校施設を活用した放課後施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後子どもプランを創設し、教育的事業や就労支援としての対応を図る。放課後子どもプランの事業名称は「トワイライトルーム」とする。 ・子育て家庭の状況や、地域の状況・意向によりトワイライトスクールを継続(経過措置は廃止)する。
	<p>留守家庭児童健全育成事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・育成会に対する運営助成は継続する。 ・児童館における留守家庭児童クラブについては、トワイライトルームの実施状況に応じて廃止する。
	<p>障害児への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児の放課後の居場所づくりについては、一般の子ども施策、障害児を対象とした施策のそれぞれで対応を図る。
トワイライトルームへの移行の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て家庭の状況、地域関係者との調整等を踏まえたうえで実施。ただし、原則として、育成会のない学区から実施する。 	

参考 2

意見書「小学校年齢期における放課後施策の新たな方向性について」の概要

区 分	内 容
放課後施策に関する基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、トワイライトルームや育成会のない学区及び待機児童が生じている学区については放課後児童クラブの早急な整備が必要である。 ・放課後児童クラブの整備にあたっては、トワイライトルームへの移行及び育成会の分割等に向けた支援を両輪として推進していくべきである。 ・放課後児童クラブの整備と併せて、ソフト面として、適切に放課後児童クラブの運営を行うことができる人材の確保・育成・定着に向けた仕組みづくりを行っていく必要がある。
トワイライトスクール・ルームの運営	<ul style="list-style-type: none"> ・育成会のある学区においても、待機児童が生じている等、利用ニーズが高い地域で、育成会の分割が難しい場合等には、トワイライトルームへの移行を検討する必要がある。 ・トワイライトルームへ移行した場合に児童館留守家庭児童クラブを廃止する方針については、利用ニーズの状況も考慮しながら柔軟に検討することが望ましい。 ・児童数の少ない学区においては、トワイライトルームへ移行した場合の利用見込数が相対的に少なくなり、移行が進みにくくなっているため、隣接する学区のトワイライトルームを利用できる仕組みについても検討する必要がある。 ・地域のボランティアの担い手不足への対応や専門性の高い人材の確保に向けて、処遇の改善等を図る必要がある。
育成会への支援のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・育成会の量的拡充を図るためには、保護者の事務負担を軽減し、安定的な運営体制を確保することが不可欠であり、合同運営（注1）の要件緩和や現行の運営委員会（注2）による運営から法人による運営への移行など、運営体制の見直しについて検討する必要がある。 ・法人運営への移行にあたっては、対象とする法人の形態について慎重に検討する必要がある。社会福祉法人などの安定した経営基盤や児童福祉に関する専門性、運営実績を有するとともに、地域や保護者との繋がり、連携の大切さを理解した法人を対象とする必要がある。

注1：「合同運営」は、1つの育成会が複数の支援の単位（クラブ）を設置すること
 注2：「運営委員会」は、児童委員、区政協力委員などの運営委員により構成する育成会の運営主体

3 放課後施策の概要

区 分	小学校施設を活用した放課後施策	
事業名	トワイライトルーム	トワイライトスクール
開始時期	平成25年4月	平成9年10月
事業内容	トワイライトスクールと留守家庭児童等に配慮した就労支援等としての役割を担う事業とを一体的に実施	子どもたちが放課後等に小学校施設を活用して、学年の異なる友達と自由に遊んだり、学んだり、体験活動に参加したり、地域の人々と交流することを通して、子どもたちの自主性、社会性、創造性などを育む教育事業として実施
対象児童	【基本時間帯】 原則として、実施校に在籍又は当該学区に在住する小学校1～6年生 【選択事業】 基本時間帯の参加申込み児童のうち、保護者が家庭にいないことなどにより子育てへの援助を希望する家庭の児童	原則として、実施校に在籍又は当該学区に在住する小学校1～6年生
活動日	月～土曜日(休日、年末年始等を除く)	月～土曜日(休日、年末年始等を除く)
月～金	【基本時間帯】 授業終了後～17時 【選択事業】 授業終了後～19時	授業終了後～18時
土	【基本時間帯】 9時～17時 【選択事業】 9時～18時	9時～18時
長期休業中 (月～金)	【基本時間帯】 8時～17時 【選択事業】 8時～19時	
実施場所	小学校施設内(2教室)	小学校施設内(1～2教室)
実施か所数	53か所	209か所
運営スタッフ	運営指導者：1人 子ども指導員：2人 地域協力員：児童数に応じて配置	運営指導者：1人 補助員：1人(参加児童の多い場合等) 地域協力員：児童数に応じて配置
実施主体	名古屋市	
運営主体	事業委託	

注：「実施か所数」は令和4年4月1日現在

区 分	留守家庭児童健全育成事業	
事業名	育成会への運営助成	児童館留守家庭児童クラブ
開始時期	昭和47年10月	昭和47年11月
事業内容	<p>保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、下校後に適切な遊びと生活の場を整え、その健全な育成を図ることを目的として、地域の育成会に対する助成を実施 (対象児童が10人以上の育成会に対し、人数区分に応じて基本額を助成。他に指導室使用料等の加算助成あり。)</p>	<p>保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、下校後に適切な遊びと生活の場を整え、その健全な育成を図る事業を実施</p>
対象児童	保護者が就労等により昼間家庭にいない市内の小学校1～6年生	保護者が就労等により昼間家庭にいない市内の小学校1～6年生
活動日	原則として月～土曜日 (休日、年末年始等を除く)	月～土曜日 (休日、年末年始等を除く)
	月～金 (助成要件) 1日3時間以上	13時～18時
	土 (助成要件) 原則1日8時間以上	
	長期休業中 (月～土)	9時～18時
実施場所	留守家庭児童専用室(市貸与) 民家(借家)等	児童館内(留守家庭児童クラブ室)
実施か所数	191か所	14か所
運営スタッフ	指導員:2人以上	支援員:2人以上
実施主体	地域の理解と協力を得て自主的に 設置される育成会	名古屋市
運営主体		児童館の指定管理者

4 放課後施策の新たな方向性

(1) 基本理念

- ① 次代を担う子どもたちの健やかな育成を図るため、子どもたちが多くの友だちや地域の大人と交わりながら、自他の良さを認め合う経験や新たな発見、達成感などを積み重ねることで、自己肯定感を高めるとともに、自主性、社会性、創造性を身につけることのできる機会の提供を放課後施策の基盤とし、身近な場所を活用してその環境整備をめざす。
- ② 子どもがのびのびと豊かに育つ権利をはじめとする、子どもの権利の保障の観点から、保護者が就労等により昼間家庭にいない子どもたちが、地域の中で、安心・安全に豊かな放課後を過ごせる場の提供をめざす。
- ③ 子どもが小学校入学後、これまで勤めてきた仕事を辞めたり、就労形態を変えたりせざるを得ない状況となる、いわゆる「小1の壁」の打破に向け、子育てをしながら仕事を継続する人や今後就労を希望する人が働きやすい環境整備をめざす。
- ④ 量的拡充と併せ、ソフト面として、子どもの自主性や主体性を引き出すための支援やそれぞれの子どもの特長や家庭の状況に応じた支援を適切に行うことのできる環境整備をめざす。

(2) 基本方針

区 分	方 針
量的拡充の考え方	放課後児童クラブを保護者が就労等により昼間家庭にいない子どもたちに必要な基本的なインフラと捉え、トワイライトルームや育成会のない学区及び利用ニーズが高い学区については、早急に量的拡充を図る。
量的拡充の手法	子育て家庭の多様なニーズに応えるため、トワイライトルームへの移行及び育成会の分割や定員増加に向けた支援等を両輪として、地域関係者との調整を踏まえたうえで、量的拡充を図る。
質の確保	トワイライトスクール・ルーム及び育成会、それぞれの運営を適切に行うことができる人材の確保・育成・定着に向けた支援を行い、質の確保を図る。

5 基本方針に基づく放課後施策の方向性

(1) トワイライトスクール及びトワイライトルーム

ア トワイライトルームへの移行

区 分	内 容
育成会のない学区における移行	<p>育成会のない学区については、子育て家庭の状況、地域関係者との調整を踏まえたうえで、早急にトワイライトルームに移行する。</p> <p>但し、育成会については、所在学区の児童のみではなく、隣接する学区から多くの児童を受け入れている場合もあるため、育成会のない学区であっても、通所可能範囲内での他の学区の育成会の受入状況等を考慮した上で、トワイライトルームへの移行を判断する。</p>
育成会のある学区における移行	<p>育成会のある学区については、育成会のない学区におけるトワイライトルームへの移行に一定の目途がたった段階で、子育て家庭の状況、地域関係者との調整を踏まえたうえで段階的に移行する。</p> <p>但し、育成会のある学区においても、待機児童が生じている等、利用ニーズが高く、育成会の分割や定員増加が難しい場合には、上記に関わらず、地域関係者との調整を踏まえたうえで、トワイライトルームに移行する。</p>
児童数の少ない学区への対応	<p>児童数の少ない学区においては、トワイライトルームへ移行した場合の利用見込数が相対的に少なくなり、移行が進みにくいという現状があるため、地域関係者との調整を踏まえたうえで、他の学区のトワイライトルームを利用できるよう、検討を行う。</p> <p>検討にあたっては、児童の生活面に十分配慮し、利用するための要件や利用時間、利用可能範囲、他の学区への送迎方法、受け入れのための体制確保等の仕組みを整える。</p>

区 分	内 容
<p>児童館留守家庭児童クラブの取扱い</p>	<p>保護者の就労支援等の役割を担う、市が実施主体となる放課後施策については、小学校施設を活用した施策で対応することとし、原則として、児童館留守家庭児童クラブに通う児童の小学校においてトワイライトルームが実施される場合は、当該児童クラブは廃止とする。</p> <p>但し、児童館留守家庭児童クラブを廃止した場合に、トワイライトルームで受け入れられない利用ニーズが見込まれる際などには、当面の間、当該児童館留守家庭児童クラブを存続し、児童の受け入れを行う。</p>

イ トワイライトスクール・ルームの運営体制

区 分	内 容
<p>運営体制の確保</p>	<p>トワイライトスクール・ルームにおいては、地域協力員の担い手不足への対応や専門性の高い人材の確保が必要となっているため、地域に過度な負担をかけることなく運営できるよう、スタッフ体制の強化を図るとともに、スタッフの人材確保に向けた支援を行う。</p>

(2) 育成会

区 分	内 容
支 援 の あ り 方	<p>保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、下校後に適切な遊びと生活の場を整え、その健全な育成を図ることを目的とした育成会への助成を継続する。</p> <p>これに加えて、保護者の運営事務の負担を軽減するとともに、安定的な運営体制により新たな運営場所を確保し、量的拡充を図っていくため、合同運営の要件緩和及び法人運営への移行など、運営体制の見直しを図る。</p> <p>また、運営体制の見直しと併せて、質の確保を図るため、人材の確保等に向けた支援を行う。</p>
合 同 運 営 の 要 件 緩 和	<p>育成会の安定的な運営体制の確保、量的拡充を図るため、1つの育成会が学区を越えた複数のクラブを運営できるよう、所在地要件の緩和を検討する。</p> <p>所在地要件の緩和を検討するにあたっては、運営委員がそれぞれの学区の児童委員等で構成されていることを考慮し、それぞれのクラブの所在する学区の児童委員等を含めることとするなど、地域との繋がりや意見を反映できる仕組みについては維持することとする。</p>

区 分	内 容
法 人 運 営 へ の 移 行	<p>育成会の運営は、現行の運営委員会による運営に加えて、法人による運営についても、助成の対象とするよう、見直しを行う。法人運営への移行にあたっては、育成会における合意形成を前提に進めることとし、移行後の運営にあたっては、現行の運営委員会による運営の特性を踏まえ、地域や保護者との繋がりや意見を反映できる仕組みとする。</p> <p>助成の対象とする法人の形態については、移行後も安定的・継続的な運営を行っていくため、社会福祉法人などの安定した経営基盤や児童福祉に関する専門性、運営実績を有する団体とし、営利法人を対象とすることについては、本市の待機児童の状況等を踏まえ、慎重な検討を行う。</p> <p>法人運営への移行が円滑に進むよう、本市より各育成会へ丁寧な説明を行うとともに、事務等に対する適切な支援を行う。</p> <p>また、既存の育成会や法人等が新たに放課後児童クラブを立ち上げる際には、トワイライトルームや育成会がない学区など、ニーズが高い地域に立ち上げていただくため、事前に申請期間を設け、周辺地域の育成会による児童の受入状況やトワイライトルームへの移行状況を情報提供するなど、適切な支援を行う。</p>

6 今後の予定

- 令和5年度から、「小学校年齢期における放課後施策の新たな方向性」を踏まえ、トワイライトスクール・ルームの運営や育成会への支援に関する施策を順次拡充し、子育て家庭のニーズに対応する。
- 次期子どもに関する総合計画の策定にあたっては、すべての学区でトワイライトルームまたは育成会を利用できる環境を整えることを目標とし、そのために必要となる確保方策や計画目標を定める。